

監 第 1093号
令和3年6月10日

小林 伸行 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	嶋 村 た だ し
同	てらさき 雄 介

神奈川県職員措置請求について（通知）

令和3年5月14日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

（理由）

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、県教育委員会の行った以下の行為が違法又は不当であると主張していると認められる。

- (1) 横須賀市大楠漁業協同組合による県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」における無許可現状変更行為について、神奈川県文化財保護条例（昭和30年条例第13号）に違反することを認識しながら、恣意的に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく告発を怠ったこと
- (2) (1)の無許可現状変更行為について、令和3年5月10日付けで、同組合に対して後付けの現状変更許可を行ったこと

しかしながら、(1)の行為については、告発は、犯罪被害者や犯人でない第三者が犯罪事実を申告し、犯罪者の処罰を求める意思表示であることから、また、(2)の行為については、現状変更許可を行った対象である上記の県指定天然記念物及び名勝は、昭和50年10月17日付け県教育委員会告示第24号によれば国有地であるとされており、県の所有する財産には該当しないことから、ともに法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。